就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する件案に関する御意見の募集について

令和８年11月２日
こども家庭庁成育局保育政策課
こども家庭庁成育局成育基盤企画課
文部科学省初等中等教育局幼児教育課

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する件案について、下記のとおり、御意見を求めます。

１．御意見募集期間
令和８年11月２日（月）～令和８年12月１日（火）（必着）

２．御意見募集対象
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する件案について（概要）

３．御意見の提出方法
御意見は理由を付して、次に掲げるいずれかの方法により提出してください(様式は自由)。その際、件名に「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する件案に関する意見」と明記して御提出ください。電話での受付はできませんので御了承ください。

（１）電子政府の総合窓口(e-Gov)の意見提出フォームを使用する場合
「パブリック・コメント：意見募集案件」における各案件詳細画面の「意見募集要領（提出先を含む）」を確認の上、意見入力へのボタンをクリックし、「パブリック・コメント：意見入力」より提出を行ってください。

（２）郵送する場合
〒100-6003 東京都千代田区霞が関３－２－５　霞が関ビルディング21階
こども家庭庁成育局保育政策課企画法令第一係宛て

（３）電子メールを利用する場合
電子メールアドレス：hoikuseisaku.hourei1[atmark]cfa.go.jp
「こども家庭庁成育局保育政策課　企画法令第一係」宛て
※　スパムメール防止のため@を「[atmark]」としております。送信の際には恐れ入りますが、「@」に修正の上、お送りいただきますようお願いします。
※　意見の提出を装ってウイルスメールが送付される事案を防ぐため、（１）の電子政府の総合窓口（e-Gov）を極力ご利用いただきますよう、ご協力の程よろしくお願いいたします。
※　メールに直接意見を書き込んでいただきますようお願いします。添付ファイルを送付する場合、ファイル形式は、テキストファイル、マイクロソフト社Wordファイル、ジャストシステム社一太郎ファイルにより提出してください(他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください。)。
※　電子メールアドレスの受取可能最大容量は、メール本文等を含めて10MBとなっています。

４．御意見の提出上の注意
提出していただく御意見は日本語に限ります。また、個人の場合は、氏名、住所及び連絡先を、法人の場合は、法人名、所在地及び連絡先を記入してください（御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために使用します。）。お寄せいただいた御意見について、個別の回答はいたしかねます。また、氏名及び住所その他の連絡先を除き、公表させていただくことがありますので、あらかじめ御了承願います。